



都立霊園

まいぞうしせつ

埋蔵施設・みたま堂 使用の手引

この手引きには東京都霊園条例等に定められた、
都立霊園を使用するときの決まり事が書かれています。
よくお読みになり、正しくご使用ください。

指定管理者
公益財団法人東京都公園協会

公益財団法人東京都公園協会は、平成 18 年 4 月より東京都の指定管理者として、都立霊園の管理業務を行っております。

目次

1	使用許可証	1
2	管理料の納入	2
3	納骨（埋蔵・収蔵）・改葬	2-4
4	お墓の工事・設備制限及び利用方法など	5-8
5	各種届出・申請	9-12
6	使用許可の取消し	13
7	使用者の皆様へのお願い・ご注意	13

管理料 手数料

施設名		管理料	備考
埋蔵施設	一般埋蔵施設	1 ㎡、1年につき 810 円	1 ㎡未満は切上げ
	芝生埋蔵施設 小型芝生埋蔵施設	1 ㎡、1年につき 1,040 円	
	壁型埋蔵施設	1 箇所、1年につき 3,350 円	
長期収蔵施設	第 1 種	1 箇所、1年につき 5,570 円	直径 21cm の骨壺が 6 個入る広さ
	第 2 種	1 箇所、1年につき 4,450 円	直径 21cm の骨壺が 4 個入る広さ
	第 3 種	1 箇所、1年につき 3,340 円	直径 21cm の骨壺が 2 個入る広さ
手続		手数料	
使用許可証再交付		1,400 円	
承継申請		2,000 円	
使用証明書		400 円	

1 使用許可証

使用許可証は、お墓(埋蔵施設)又は納骨堂(収蔵施設)を使用する権利を示す唯一の証書です。他人に預けたり貸したりすることのないよう、必ず使用許可を受けた人(使用者)が大切に保管してください。



同封の使用許可証をお手元にご用意ください。

許可証の表面には使用者の情報が記載されています

表

		第 　 号
埋蔵施設 使用 許可 証		
使 用 者	使用者管理番号	
氏 名		
住 所		
下記の施設の使用について、東京都営園条例第3条第1項の規定により許可します。		
平成 　 年 　 月 　 日		
東京都知事 小池 百合子 印		
記		
基 園 名	基園	
使用施設	第 区 種 類 番	
使用期間		
使用面積 （埋蔵施設のみ）	坪 （メートル²）	使用料
備 考	昭和 　 年 　 月 　 日 使用許可 使用承認を許可	

- **使用者管理番号**
各種お問合わせの際に確認させていただく番号です
- **氏名** 使用者の名前が印字されています
- **住所** 住所が印字されています
- **霊園名** 使用霊園名が記載されています
- **使用施設** お墓の場所が記載されています
- **使用期間**
長期収蔵施設のみ使用期間が記載されています
- **使用面積**
許可された使用面積が記載されています

※記載内容に誤りがあった場合には東京都公園協会霊園課までお問合せください

許可証の裏面には埋葬者の情報と使用に関する注意等が記載されています

裏

[illegible]

注意内の手引きにおける参照ページ

- ① → P2-4 ④ → P10-11 ⑧ → P5-8
② → P9 ⑤ → P12
③ → P9 ⑥ → P2

- **埋蔵（収蔵）事項**
埋葬のお手続き時にお使いの霊園窓口で記入します
- **許可に付する条件** よくお読みください
- **注意** 都立霊園をご利用いただく上での注意です

東京都霊園条例及び東京都霊園条例施行規則はこちらから閲覧できます

東京都需園条例



東京都霊園条例施行規則



2 管理料の納入

管理料は皆様がお使いになる霊園の広場・園路・トイレ等を維持管理するために納めていただくものですので、期限内にお支払いください。

毎年6月中旬に管理料納入通知書又は口座振替通知書を郵送します。決められた期日までに、必ずお納めください。転居された場合の住所変更や、使用者死亡による名義変更等の各種手続きがされていないと、納入通知書等がお手元に届かず、その結果、長期滞納されると使用許可取消の対象となりますのでご注意ください。

なお、銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等にお持ちの口座から自動引き落としができます。納入通知書の紛失や払い忘れの心配がなく便利です。口座振替への変更は、「口座振替依頼書」を金融機関窓口へ提出する必要があります。

管理料はおおむね2年に1度見直しが行われ、改定されることがあります。
右記2次元コードをスマートフォン等で読み取り、最新情報をご確認ください。



目次 料金表は目次ページ参照

①減額申請について

生活保護・中国残留邦人の支援を受けている方

いずれも年度当初（4月1日）に受給を受けている方が対象です。

※毎年決まった期日までに申請を行った方が管理料の減額を受けられる場合があります。

②延滞金について

納付期限を過ぎると延滞金が徴収されます

◎令和5年度分以降の管理料が対象です。

◎納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて計算し、延滞金額が1,000円以上になる場合に徴収されます。

◎計算式は次のとおりです。

$$(1) \text{管理料} \times (2) \text{延滞金の割合} \times (3) \text{延滞日数} / 365 \text{日} = (4) \text{延滞金}$$

(1) 管理料…100円未満の端数があるときは切り捨てて計算します。

(2) 延滞金の割合…延滞金の割合は毎年見直されます。

(3) 延滞日数…納付期限の翌日から納付した日までの日数

(4) 延滞金の額…計算の結果、1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。

3 納骨（埋蔵・収蔵）・改葬

ご使用の霊園窓口にて下記の書類を持参し、届出をしてから納骨してください。申込遺骨は、許可を受けた日から3年以内に納骨しなければなりません。都立霊園には火葬した遺骨（焼骨）でないと納骨できません。また、すでに他の墓所又は納骨堂に納骨されている遺骨を都立霊園に納める場合は、あらかじめ改葬の許可を得る必要があります。土葬した遺骨の場合は、必ず火葬してください（改葬許可証で火葬できます）。

必要書類

〔自宅に遺骨がある場合〕

- ① 都立霊園使用許可証（提示）
- ② 火葬許可証（提出）

〔他の墓所や納骨堂から遺骨を改葬する場合〕

- ① 都立霊園使用許可証（提示）
 - ② 改葬許可証（提出）
- ※次頁「遺骨の改葬手続き」を参照

都立霊園に納骨することができる遺骨は、原則として使用者の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）の遺骨です。使用者の親族でない方の遺骨を納骨しようとするときには、その他「理由書」等を提出していただきます。詳しくはご使用の都立霊園窓口にご相談ください。都立霊園窓口では納骨の手続きの際に、使用許可証の裏面に納骨する遺骨の氏名を記入します。

遺骨の改葬手続き

（火葬許可証で納骨される場合はこの手続きは不要です）

すでに墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓所や納骨堂に移すことを「改葬」といい、「改葬許可証」が必要となります。改葬許可証は、現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村に申請し交付されます。改葬手続きについては、ご使用の都立霊園の窓口にお問い合わせください。



〔都立霊園の墓所や納骨堂に改葬する（納める）場合〕

① 使用証明書の発行

改葬先の都立霊園の窓口で「使用許可証」を提示し、「使用証明書」を発行してもらいます（有料：400円）。

③の（注）の場合は不要

※遺骨の改葬先を証明するもの

② 埋蔵・収蔵証明書の発行

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者から「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらいます。

③ 市区町村への改葬許可証の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村で「改葬許可」の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けてください。この際に上記①の「使用証明書」と上記②の「埋蔵・収蔵証明書」を一緒に市区町村窓口提出します。

（注）市区町村によっては、①の「使用証明書」の提出ではなく都立霊園使用許可証の提示でも可とする場合がありますので、あらかじめ市区町村にお問い合わせください。

④ 納骨されている墓所や納骨堂からの遺骨の引き取り

遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者に上記③で発行された「改葬許可証」を提示し、遺骨をお引き取りください（土葬骨の場合は火葬が必要です）。

⑤ 遺骨の納骨

都立霊園の窓口で「都立霊園使用許可証」を提示すると共に、上記③で発行された「改葬許可証」を提出し、事前に納骨の手続きをしてください。

※⑤以外の手続きについては、手数料が必要になる場合があります。

※納骨について お墓のカロートに納骨することを埋蔵といい、納骨堂に収めることを収蔵といいます。

遺骨の改葬手続き（続き）

〔都立霊園から他の墓所や納骨堂に改葬する（移す）場合〕

（注）市や区によって手続き方法が一部異なる場合がありますので、詳細は遺骨が納骨されている都立霊園の窓口事前に問い合わせください。

①使用証明書の発行

改葬先の墓地や納骨堂の管理者から、「使用証明書（受入証明書）」を発行してもらいます。

②埋蔵・収蔵証明書の発行

現在、遺骨が納骨されている都立霊園の窓口で使用許可証を提示して、「改葬許可申請に伴う埋蔵・収蔵証明書願」を申請し、「埋蔵・収蔵証明書」発行してもらいます。（有料：400円）

③市区町村への改葬許可証の申請

現在、遺骨が納骨されている都立霊園が所在する市や区で「改葬許可」の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けます。この際に上記①の「使用許可書（受入証明書）」と上記②の都立霊園窓口で発行される「埋蔵・収蔵証明書」を市や区の窓口に提出します。

④納骨されている墓所や納骨堂からの遺骨の引き取り

遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者に上記③で発行された「改葬許可証」を提示し、遺骨をお引き取りください。

⑤遺骨の納骨

改葬先の墓地・納骨堂の事務所窓口（管理者）に上記③で発行された「改葬許可証」を提出し、納骨の手続きをしてください。

※申込遺骨や都立霊園に埋葬・収蔵されている遺骨を全て改葬する場合は墓所返還となります。

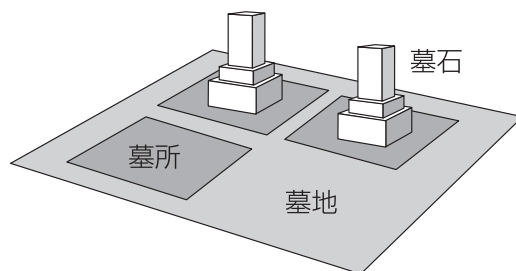
※④以外の手続きについては、手数料が必要になる場合があります。

墓地・墓所・墓石の違いについて

墓地…お墓が設けられている区域（ここでは霊園のことを指します）

墓所…個々のお墓が建っているところ、あるいは建つ予定のところ

墓石…墓所に建っている建造物



4 お墓の工事・設備制限及び利用方法など

(1) お墓（埋蔵施設）の工事手続

墓石等の工事を行うときは、「使用許可証」を持参し、あらかじめご使用の都立霊園窓口にて「埋蔵施設設備工事施行届」及び「埋蔵施設工事土地使用申請書」（用紙は都立霊園窓口にて備えてあります）を提出してください（有料）。工事内容によっては「簡易工事届」のみ提出していただく場合もあります（無料）。

※手続きに必要な用紙は都立霊園の窓口にて備えてあります。

※工事施工届には施工図面を添付してください。

詳しくはご使用の都立霊園窓口にお問い合わせください。

ご注意

- ・届出のない工事は直ちに中止し、原状に回復していただきます。
- ・お彼岸、お盆の期間中及び土曜日、日曜日、祝日の工事は、事故防止のためお控えいただくよう、ご協力ください。
- ・お墓（埋蔵施設）に墓石等を設置する場合は、下記に従って行ってください。

一般埋蔵施設（一般墓所）

最も一般的な平面墓地の形式であり、区画割りされた土地です。カロート（地下納骨施設）を含め墓所の設備は一切設置されていません。

また、墓所内の管理は使用者が責任を持って行ってください。

ア) 墓石等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・使用する区画を明確にするために、地盤面から高さ **80cm 以内の囲障（外柵）** を使用許可日から **3年以内** に自費で設置することが規則で定められています。
設置位置等については、ご使用の都立霊園窓口にお問い合わせください。
- ・墓石を建てることは義務付けられていませんが、設置する場合は次の範囲内で建ててください。

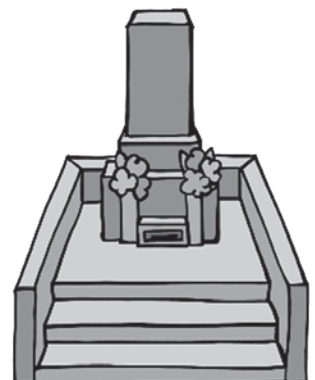
●墓石：地面から高さ3m以内

●盛土：地面から高さ35 cm以内

※「高さ」とは、地盤面から設備の最高部までの高さを指します。

※ただし、周辺の墓所との調和や隣接墓所へ迷惑のかからないようなデザイン等の心配をお願いします。

- ・ご使用になる墓所は、再貸付墓所のため、墓石等の設置工事に際しては将来墓石の傾き等が発生しないよう、使用者の負担により、地固め、根切り等を十分に行ってください。
- ・原則として墓石は**一墓所に一墓石一家名**であり、家名を表示する場合は**使用者の家名**を刻字してください。
- ・墓石以外の設備を設置する場合も種々の制限がありますので、詳しくはご使用の都立霊園窓口にお問い合わせください。



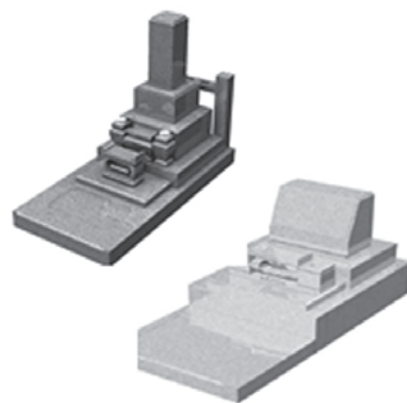
イ) 墓所の手入れ、樹木の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ 墓所内に生えた雑草や樹木の管理は、隣接のお墓に影響を及ぼさぬよう使用者が責任を持って行ってください。
- ・ 墓所内に植樹する場合は低木とし、生長の遅い常緑樹や花木（例：ツツジ、サツキ、ジンチョウゲ等）を使用してください。
木の生長に合わせた十分な管理をお願いします。
- ・ 墓所と墓所の間に生えた樹木（実生木）は、両家の共有又は、いずれかの樹木となりますので、早めに抜根・除去等の適切な管理をしてください。
近年、墓所内の樹木（枝・根）の隣接墓所への越境や管理不足によるトラブルが増加しています。樹木が倒れたり、根や枝による近隣墓所への被害が生じ、補償請求も発生しております。

■ 小区画墓所（3㎡以下の墓所）について

都立霊園では多くの方に使用していただくために、3㎡以下の小区画墓所の拡大を推進しています。

歴史ある都立霊園では、整然とした良好な霊園環境を守っていきたいと考えておりますので、新たな小区画墓所の使用者は、快適に使用していただくため規則で定められている設備制限の範囲内で、周辺の墓所との景観上の調和をとりながら、小さな区画に適した墓石を下記の点に配慮して設置してください。



〔一体型墓所の例〕

周辺の墓石等とのバランス

- ・ 地盤の高さ、墓石の位置・向き、前面の位置等を周辺の墓所と合わせてください。
- ・ 周囲の墓所に比べて、著しく背の高い墓石・墓誌等を設置すると、近隣の使用者とトラブルになる恐れがあるため避けてください。
- ・ お墓（埋蔵施設）の設備の中に、墓参できるスペースを設置してください。

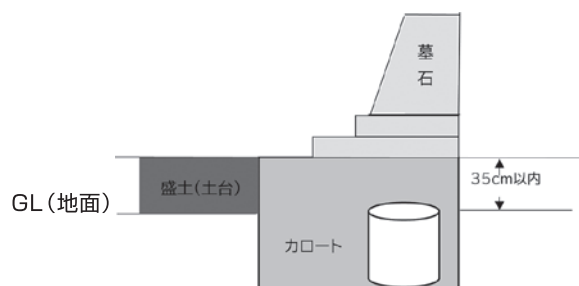
※園路は共有のスペースとなります。他の墓参者の妨げになりますので、園路・通路に立ち止まってる墓参はご遠慮ください。

用地の有効利用

- ・ 一般埋蔵施設は、使用区画を明確にするため囲障の設置が義務付けられていますが、小区画墓所については、**囲障と墓石の土台を一体化する（墓石の土台を囲障とみなす）ことや、囲障を簡易な柵に替えることが認められています。**
- ・ 一体型の墓石を設ける際は、その自重に耐える基礎工事が必要です。基礎工事不足が原因とみられる墓石の傾きが発生しています。基礎工事が不十分なために墓石が傾いた場合は、自費での修復になります。十分留意してください。

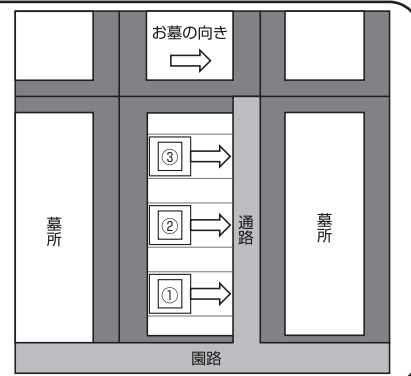
カロート（納骨施設）設置に関するお願い

- ・ カロートは地下に設置することが原則ですが、半地下とする場合は次のことを守ってください。
- ・ 一般埋蔵施設に墓石等を設置するための盛土は35cm以内とされていることから、骨壺の上端が盛土の範囲に納まるようにカロートを設置してください。



新規貸付でお墓を設置する場合のお願い

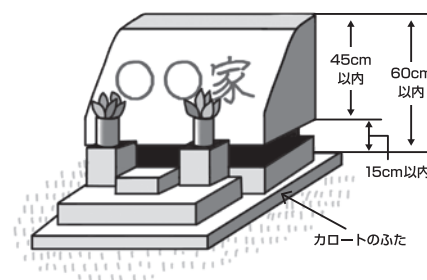
- ご使用予定の区画に区画番号が記載された看板が設置されています。看板の向き（園路または通路に面しています）がお墓の正面になるように建墓をお願いします。
- ご使用予定の区画が園路に面した角地（右図①）の場合でもお墓の向きを周辺の墓所（右図②、③）と同じ向きに合わせていただくことが基本となります。



芝生埋蔵施設

一面芝生を敷きつめた平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置しています。カロート（地下納骨施設）はあらかじめ設置されており直径 21cm（7寸）の骨壺を6個収納できる広さがあります。

- カロートの改造、生垣・土盛り・仕切り・囲障の設置、植樹等は一切できません。
また、卒塔婆を置くこともできません。
- 墓石、台石及び拝石を設置することは義務付けられていません。設置する場合は次の範囲内で設置してください。
- 原則として墓石は**一墓所に一墓石一家名**であり、家名を表示する場合は**使用者の家名**を刻字してください。
- 芝生が枯れる冬期・強風時は、特に火の取扱いにご注意ください。



種類	高さ※	幅	奥行	その他
墓石	60cm 以内	75cm 以内	45cm 以内	台石は、その底部がカロートのふちの三辺にかかるようにすること
台石	15cm 以内	75cm 以内	45cm 以内	
拝石	9cm 以内	60cm 以内	40cm 以内	

※「高さ」とは、カロートふた天面から設備の最後部までの墓石と台石を合わせた高さを指します。

小型芝生埋蔵施設

一面芝生を敷きつめた平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置しています。使用面積や設置できる墓石等の規格は、従来の芝生埋蔵施設（芝生墓所）より小さく設定されています。

- カロート（地下納骨施設）はあらかじめ設置されており、直径 21cm（7寸）※の骨壺6個収納できる広さがあります。
※この寸法より大きい骨壺については、納骨の際小さい骨壺に移し替えていただく必要があります。
- カロートの改造、線香立て・生垣・土盛り・仕切り・囲障の設置、植樹等は一切できません。また、卒塔婆を置くこともできません。
- 線香を手向ける場合は、共同の線香台をご利用ください。
- 墓石、台石を設置することは義務付けられていません。設置する場合は次の範囲内で設置してください。
- 原則として墓石は**一墓所に一墓石一家名**であり、家名を表示する場合は**使用者の家名**を刻字してください。
- 芝生が枯れる冬期・強風時は、特に火の取扱いにご注意ください。

種類	高さ※	幅	奥行	その他
墓石	28cm以内	41cm以内	31cm以内	—
台石	13cm	51cm	41cm	注：台石は、左記の寸法に限定されています。
花立て	地上または台石の上に設置してください。 ◎花立ての寸法制限について 花立てを台石の上に設置する場合 …………… 墓石の高さ、台石の幅及び奥行の範囲内であること 花立てを地上に設置する場合 …………… 墓石の高さの範囲内の寸法であり、奥行はカロートのふた石の端から18cmの範囲内であること			

※「高さ」とは、地盤面から設備の最高部までの高さを指します。

壁型埋蔵施設

自然石で造られた墓石を壁面状に連続して配置した埋蔵施設です。墓石、カロート（地下納骨施設）は既に設置されており、直径21cm（7寸）の骨壺6個を収納できる広さがあります。

- ・カロートの改造、生垣・土盛り・仕切り・囲障の設置、植樹等は一切できません。また、卒塔婆を置くこともできません。
- ・墓石には名板により家名を表示することができます。名板を設置する場合は、原則として使用者の家名を表示してください。また、線香立て、花立て等を設置することもできます。設置する場合は次の範囲内で行ってください。

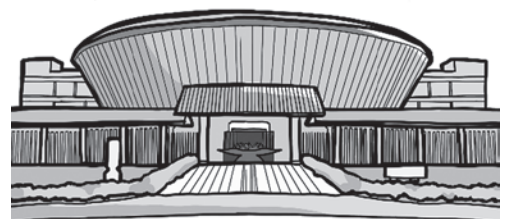
名板：縦20cm以内 横35cm以内 厚さ3cm以内の腐朽、腐食及び破損しにくい材質のもの
線香立て、花立て：高さが壁面の高さの3分の1以内で幅、奥行が台石の幅及び奥行範囲内のもの

- ・芝生が枯れる冬期・強風時は、特に火の取扱いにご注意ください。

みたま堂（長期収蔵施設）

使用期間は使用許可開始から30年で、使用期間満了時に更新が可能です。更新の際は、あらためて使用料が必要となります（更新時の使用料の額は未定です）。

- ・納骨する遺骨の容器は、幅、奥行、高さとも30cm以内のものでなければなりません。
- ・遺骨を納めるロッカーの前に行くことができるのは、納骨又は改葬の場合に限られます。納骨又は改葬を行うときは、多磨霊園窓口で届出後、職員がご案内します。
- ・参拝は、納骨堂正面の参拝場所又は堂内ホールで行ってください。
なお、堂内に火気、可燃物を持ち込むことはできません。焼香、献花等は正面参拝場所で行ってください。
- ・堂内ホールは、原則として年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く9：00から16：30までの公開です。
- ・堂内ホールでの読経等は他の方の迷惑になりますので、ご遠慮ください。
- ・使用許可時にお渡しする「家名板」で、使用者の家名を表示することができます。記名の上（自筆可）、最初の納骨の際にお持ちください。記名は原則として使用者の家名としてください。



5 各種届出・申請

(1) 住所・電話番号が変わったとき ※お電話での変更はお受けできません。

都立霊園公式サイト「TOKYO 霊園さんぽ」の住所・電話・連絡先変更申請フォームにて受け付けております。

また、専用の「住所変更届（ハガキ）」もしくは変更事項がわかるようにご記入いただいた用紙をご送付いただくか FAX にてお届けください。

【web による手続き】

2次元コードを読み込んでください ▶



【FAX 番号】

03-3232-3194

(2) 本籍、氏名が変わったとき

本籍、氏名が婚姻等により変わったときは、下記の書類をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口へ届け出てください。

① 変更の事実（新旧の内容）が記載してある戸籍謄本類 ② 都立霊園使用許可証

(3) 使用許可証を紛失・破損したとき

使用許可証を紛失・破損したときは、使用者は使用許可証の再交付を受けることができます。下記の書類等をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で再交付の申請をしてください。

webによる手続きも可能です。下記2次元コードよりご確認ください。

【web による手続き】 2次元コードを読み込んでください ▶



- ① 使用許可証再交付申請書（用紙は申請受付窓口にあります）※申請時に申請者の実印を押していただきます。
- ② 霊園管理料の領収証又は口座振替通知書（直近に支払ったもの）
- ③ 住民票（本籍の記載があり、申請日において、発行から3カ月以内のもの）
- ④ 使用者（名義人）の実印
- ⑤ ④の実印の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
- ⑥ 再交付手数料（現金でご用意ください。手数料は下記2次元コードよりご確認ください。）
- ⑦ 郵送料分の切手（定形外郵便物規格内・100g以内+簡易書留分を切手でご準備下さい）

【最新手数料】 2次元コードを読み込んでください ▶



目次 料金表は目次ページ参照

(4) 使用者(名義人)を変更するとき

使用者の死亡により使用者を変更する場合は、速やかにお近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で承継申請手続(名義変更)をしてください。

近年、使用者が死亡しても名義変更がなされず、長期間にわたって管理料が支払われないケースが増加しています。管理料を5年以上滞納されると使用許可取消し等の対象となります。

なお、承継申請手続は使用者が存命中であっても、疾病等の理由でお墓の管理が困難になった場合は、申請できます(11頁参照)。

承継申請手続(名義変更)に必要な書類

使用者を変更し、墓所を受け継ぐことを承継といいます。都立霊園の墓所を承継する方は、①当該墓所の祭祀主宰者であること、②原則として使用者の親族であり、次ページの表「承継者」に該当する方です。承継手続には、次の共通書類のほか、変更理由や承継者により異なる書類(次ページ・イ)の表「必要な書類」が必要になります。

事前にお近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口にご相談の上、必要書類等を整えて手続してください。

※祭祀主宰者とは前祭祀主宰者(＝現名義人)からお墓等を引き継ぎ、守るとともに、葬儀・法要の喪主・施主を務める等祖先や先故者の供養をしていく方のことです。

ア) 共通書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ① 申請者の実印と印鑑登録証明書(申請日において発行から3ヶ月以内のもの)
- ② 申請者の戸籍謄本(申請日において発行から6ヶ月以内のもの)
- ③ 使用者(名義人)と申請者の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本等
- ④ 東京都霊園使用許可証(紛失の場合は、直近の霊園管理料の領収書、口座振替をしている場合は口座振替通知書)
- ⑤ 手数料(現金でご用意ください。手数料は下記2次元コードよりご確認ください。)
- ⑥ 郵送料分の切手(定形外郵便物規格内・100g以内+簡易書留切手でご準備下さい)
※郵便料金は改定されることがありますので、最新料金は郵便局でご確認ください。
※使用許可証は、後日簡易書留で郵送します。
- ⑦ 承継使用申請書及び誓約書(書類は都立霊園窓口または本社霊園課受付窓口にありますので、申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。)

【最新手数料】2次元コードを読み込んでください ▶



※上記書類等は、必ず原本をお持ちください。

目次 料金表は目次ページ参照

なお、印鑑登録証明書以外の書類について、原本の返却を希望される場合は、原本と共に写しを提出してください。

※場合によって同意書等が必要となることがあります。また、追加書類が必要になる場合がありますのでその際にご協力をお願いします。

イ) 変更理由等により共通書類のほかに必要となる書類（下記の表をご参照ください）

変更理由		承継者	必要な書類
使用者が (名義人) 死亡した とき	承継する者を指定している場合	指定された者	1. 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 2. 遺言書等の原本（承継者の指定の記載があるもの）等 ※必要書類については、別途ご相談ください。
	承継する者を指定していない場合	祖先の祭祀を主宰していることを説明できる者	1. 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 2. 祭祀を主宰していることが確認できる書類（使用者の葬儀一式費用の領収書、法事の施行証明（寺社等公印付き）等）の原本
		配偶者及び子全員（場合によっては親族等）の協議等により定められた者 注意：協議が必要な範囲については事前に都立霊園窓口にお問い合わせください。	1. 使用者の出生から死亡まで全ての戸籍謄本類 2. 協議成立確認書（協議者全員の記名押印が必要であり、かつ、申請者と代表者1名は実印の押印が必要） 3. 実印を押した者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの） 4. 協議者全員の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類
		祭祀を主宰している者から祭祀承継人として推薦された者	1. 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 2. 「疎明（事情説明）・推薦書」に疎明（事情説明）推薦者の実印を押したもの 3. 疎明推薦者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの） 4. 祭祀を主宰していることが確認できる書類（使用者の葬儀一式費用の領収書、法事の施行証明（寺社等公印付き）等）の原本 5. 疎明（事情説明）・推薦された者との関係が確認できる 戸籍謄本類 注意：この場合の疎明推薦者は、葬儀の喪主など使用者の祭祀を主宰した方を指します。そのことを葬儀の領収書などで証明できることが必要です。
		祖先の祭祀を主宰しているが、自らそのことを説明できない者	1. 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 2. 「疎明（事情説明）・推薦書」に疎明（事情説明）推薦者の実印を押したもの 3. 疎明推薦者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの） 4. 祭祀を主宰していることが推定できる書類（申請者が現名義人の死亡を届け出たことがわかる戸籍謄本、申請者が現名義人の火葬許可を申請したことが分かる火葬許可証等） 5. 疎明（事情説明）・推薦された者との関係が確認できる戸籍謄本類 注意：申請者が祭祀を主宰しているが、葬儀の領収書や法事の施行証明などで証明できない場合の手続きです。祭祀の主宰については、戸籍謄本等の死亡届出等で確認をしますが、その他に、使用者の配偶者または子など親族からの推薦が必要です。推薦ができるものの範囲については、事前に都立霊園窓口にお問い合わせください。
使用者が生前に 1. 婚姻・離婚・養子縁組等の理由で承継者を指定したとき 2. その他高齢・病気等の理由により、承継者を指定したとき ※使用許可日より10年間は原則としてお受けできません。		指定された者	1. 申請理由が確認できる書類 ※承継理由によって、提出していただく書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。 2. 指定書（使用者の実印を押印したもの） 3. 使用者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
家庭裁判所で指定されたとき		指定された者	1. 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 2. 家庭裁判所の審判書又は調停調書

【次の場合には、ご使用の都立霊園窓口にご相談の上、所定の手続きをしてください】

(5) お墓を使用しなくなったとき（施設の返還）

お墓を使用しなくなった場合は、遺骨を都立霊園以外の寺院等へ改葬を行うとともに、使用していた施設を自費により原状（当初貸付時の状態【更地】）に回復しなければなりません。

ご使用の都立霊園窓口にご相談の上、下記の必要書類等を整えて、速やかに返還の手続きをしてください。

※場合によって同意書等が必要となることがあります。また、追加書類が必要になる場合がありますのでその際はご協力をお願いします。



なお、使用許可を受けた日から3年以内に遺骨を改葬し原状回復された方、もしくは未使用で返還の手続きされた方には、お納めいただいた使用料の半額をお返しいたします。なお、分納中の場合は、納付済額が使用料金額の半分を超えた分をお返しいたします。

- ① 使用者（名義人）の実印
- ② 使用者（名義人）の実印の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
- ③ 都立霊園使用許可証
- ④ 埋蔵施設使用終了届（ご使用の霊園窓口にて備えてあります）

(6) お墓を継ぐ人がいないとき

都立霊園では、ご自分の代でお墓を継ぐ人がいなくなる埋蔵施設及び長期収蔵施設（みたま堂）の使用者の方を対象に、現在ご使用の墓所を返還して、納められている遺骨を合葬埋蔵施設に共同埋蔵する（遺骨を骨壺から出し、他の方々のご遺骨と共に埋蔵する）「施設変更制度」を設けております。

なお、施設変更を申請された使用者とその配偶者は、施設変更申請時に生前予約することにより将来同じ合葬埋蔵施設に埋蔵（共同埋蔵）することができます（施設変更申請の際に申し出る必要があります）。ご希望の方は、ご使用の都立霊園窓口にご相談ください。

※現状回復について【返還・施設変更共通】

- (ア) 一般墓所：墓石、カロート及び囲障の撤去、地固め及び整地、樹木があれば伐採・抜根
- (イ) 芝生墓所：墓石（台石・線香立て・花立てを含む）の撤去
- (ウ) 壁型墓所：家名板・線香立て・花立ての撤去
- (エ) みたま堂：家名板の撤去



6 使用許可の取消し

次の場合には、東京都霊園条例の規定により、使用許可の取り消し、又は原状回復等を命じることがあります。

- 使用許可を受けた施設を他人に貸し、又は使用する権利を譲渡したとき。
- 使用許可日から3年以内に埋蔵（収蔵）しないとき。
- 使用料を納付しないとき（分納含む）。
- 管理料を5年間支払わないとき。
- 東京都霊園条例第二章（埋蔵施設等の使用）の規定に違反し、又は同章の規定による命令に違反したとき。
- 使用許可に付する条件※に反したとき。
- 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

〔※使用許可に付する条件〕

- 東京都霊園条例及び東京都霊園条例施行規則の規定を遵守すること。
- 使用者は、使用許可を受けた施設を民法に規定する善良なる管理者の注意をもって使用すること。
- 使用許可を受けた施設に墓碑等の設備を設置するときは、東京都霊園条例施行規則に定める設備の基準に従って設置すること。
- 使用者の責に帰すべき事由によって知事が設置した施設又はこれに附属する設備を損傷したときは、補修し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 小型芝生理蔵施設の利用者は、指定した場所で線香を使用すること。

7 使用者の皆様へのお願い・ご注意

① ゴミ・下げ花について

ごみはお持ち帰りください。枯れたお花は下げ花置き場へお願いします。

② お供物について

鳥類・野良猫などのえさになってしまいます。お供物はお持ち帰りください。

③ 火災防止について

線香などでの火災が発生する場合があります。火は消して帰りましょう。

④ お彼岸・お盆などの交通機関について

大変込み合います。公共の交通機関でお越し下さい。



公益財団法人東京都公園協会ホームページ TOKYO 霊園さんぽ

スマートフォン



パソコン

<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>

霊園さんぽ

検索



この手引きは上記よりダウンロードすることもできます

都立霊園のお問い合わせ先 お問い合わせの際は、お手元に使用者管理番号をご用意ください。

霊園名	電話番号	住所
多磨霊園	042-365-2079	183-0002 府中市多磨町 4-628
八柱霊園	047-387-2181	270-2255 千葉県松戸市田中新田 48-2
小平霊園	042-341-0050	189-0012 東村山市萩山町 1-16-1
青山霊園	03-3401-3652	107-0062 港区南青山 2-32-2
雑司ヶ谷霊園	03-3971-6868	171-0022 豊島区南池袋 4-25-1
谷中霊園	03-3821-4456	110-0001 台東区谷中 7-5-24
染井霊園	03-3918-3502	170-0003 豊島区駒込 5-5-1
八王子霊園	042-663-1533	193-0826 八王子市元八王子町 3-2536
公園協会霊園課	03-3232-3151	160-0021 新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザハイジア 16F

【霊園窓口の申請書類受付時間】 8:30～16:30（お問合せ等は17:30まで）

【東京都公園協会霊園課の申請書類受付時間】 8:30～16:30（お問合せ等は17:15まで）

都立霊園の窓口は、年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

公益財団法人東京都公園協会霊園課の窓口は、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

※現在、東京都庁では墓所に関する各種手続きは受付けておりません。

平成8年7月発行・令和7年12月改定

チャットボットのご案内

霊園のご質問は
チャットボットがお答えします



名義
変更

使用
許可証の
再発行

改葬

他...



霊園さんぽの

みたまちゃんをクリックしてね

<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>

霊園さんぽ

検索



霊園内のご案内

墓所ナビ

- スマホなどでお墓の近くまで案内します
- 簡単操作ですぐに使えます
- アプリのインストール不要！

